

第 2 5 回 渋川市農業委員会総会 議事録

開会の日時 令和 6 年 2 月 6 日 午前 9 時 3 0 分
 閉会の日時 令和 6 年 2 月 6 日 午前 1 0 時 1 0 分
 開会の場所 市役所第二庁舎 2 0 1 会議室

委員

議席	氏 名	出席	欠席	備 考
1	眞 下 繁 美	○		
2	高 橋 昭 彦	○		
3	都 丸 正 隆	○		
4	齊 藤 由 香	○		
5	鳥 山 孝 子	○		
6	廣 瀬 淳	○		
7	岸 正 二	○		
8	田 中 修 之	○		
9	石 田 恵 治	○		
10	青 木 明 雄	○		
11	内 山 繁 司	○		
12	奈 良 嘉 祐	○		
13	齊 藤 美 保	○		
14	角 田 壽 一	○		
15	飯 塚 敬 子	○		
16	野 村 隆	○		
17	青 木 洋 一	○		
18	石 田 玉 枝	○		
19	山 本 彰一郎	○		

渋川市農業委員会総会会議規則第 2 0 条の規定による出席者

	齋 藤 光 男	○		農地利用最適化推進委員委員長
	岩 崎 雅 信	○		農地利用最適化推進委員副委員長
	阿 部 正 雄		○	農地利用最適化推進委員班長
	諸 田 好 真		○	農地利用最適化推進委員班長

議事録署名委員	議席 1 1 番	内山 繁司	委員
	議席 1 2 番	奈良 嘉祐	委員

議事参与が制限された委員数 1 人 傍聴人数 0 人

委員以外の出席者	事務局長	福田 順夫	
	統括主幹	(農地調整係長)	吉田 徳之
	統括主幹	(農業振興係長)	池田 恵美
	主 事	吉田 智洋	

会 議 の 顛 末

開 会 <午前9時30分>

事務局

おはようございます。

それでは、令和5年度第25回渋川市農業委員会総会を開会いたします。

開会前に議案書の取下げ及び訂正がございましたので、お願いします。

取下げは、議案書の1ページ、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について（保留分）申請番号3の3、3の4保留分の2件が取り下げられました。

次に訂正ですが、議案書の7ページをお願いいたします。

議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請についての申請番号5の1番、農地区分を第3種から第2種に訂正をお願いします。

それでは、渋川市農業委員会総会会議規則第2条第3項の規定によりまして、山本会長に議長を務めていただき、議事進行をお願いします。

以後着座にて説明させていただきます。

議 長

おはようございます。

始まる前にご協力願います。会議に支障をきたすため、携帯電話等はマナーモード又は電源を切ってください。皆さまのご協力により、スムーズに議事進行を進めたいと思います。

それでは、令和5年度第25回渋川市農業委員会総会を開会いたします。

ただいまの出席委員は19人中19人で会議は成立しました。

さっそくですが、議事に入ります。

まず、「議事日程第1 会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本会議の会期は、本日1日といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長

異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたします。

続きまして、「議事日程第2 議事録署名委員の指名」を議題とします。

議事録署名委員に議席番号11番内山繁司委員と議席番号12番奈良嘉祐委員を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。よって、議事録署名委員は内山繁司委員と奈良嘉祐委員に決定いたしました。

続きまして、「議事日程第3 報告第1号 農地法第5条の規定による許可決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、議長。事務局長。

議 長 はい、事務局長。

事務局 ただいまご上程いただきました、報告第1号をご説明いたします。
報告書の1ページをお願いします。

農地法第5条の規定による許可決定について、次のとおり許可指令書を交付しましたのでご報告いたします。許可番号5の132番の1件で、群馬県農業委員会ネットワーク機構へ令和6年1月19日に意見聴取をしたところ、同日付をもちまして許可妥当との回答がありました。

つきましては、渋川市農業委員会会長専決規定第2条に基づき、許可指令書を関係者へ交付いたしましたので、ご報告するものであります。以上で報告第1号の説明を終わります。

議 長 事務局の報告が終わりました。
質疑等がございましたらお願いします。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認め、質疑を終結します。
続きまして、「議事日程第4 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、議長。事務局長。

議 長 はい、事務局長。

事務局 ただいまご上程いただきました、報告第2号をご説明いたします。
報告書の3ページから6ページとなります。
農地法第18条第6項の規定による通知について、次のとおり受理しましたのでご報告いたします。
届出は記載の14件で、表頭の左から番号、受付年月日、住所、賃貸

人、賃借人、土地の表示及び面積、賃貸借契約をした日、合意解約の合意が成立した日、賃貸借の合意による解約をした日、土地の引き渡しの時期は、記載のとおりであります。以上で、報告第2号の説明を終わります。

議 長 事務局の報告が終わりました。
質疑等がございましたらお願いします。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認め、質疑を終結します。
続きまして、「議事日程第5 報告第3号 農地使用貸借合意解約通知について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、議長。事務局長。

議 長 はい、事務局長。

事務局 ただいまご上程いただきました、報告第3号をご説明いたします。
報告書の7ページから8ページをお願いします。
農地使用貸借合意解約通知について、次のとおり受理しましたのでご報告いたします。届出は記載の7件で、表頭の左から番号、受付年月日、住所、貸付人、借受人、土地の表示及び面積、契約をした日、合意解約が成立した日、合意による解約をした日、土地の引き渡しの時期は、記載のとおりであります。以上で、報告第3号の説明を終わります。

議 長 事務局の報告が終わりました。
質疑等がございましたらお願いします。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認め、質疑を終結します。
続きまして、「議事日程第6 報告第4号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、議長。事務局長。

議 長 はい、事務局長。

事務局	ただいまご上程いただきました、報告第4号をご説明いたします。 報告書の9ページから11ページをお願いします。 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、次のとおり受理しましたのでご報告いたします。届出は記載の15件で、表頭の左から番号、受付年月日、住所、届出者、土地の表示及び面積、権利を取得した日、権利を取得した事由は相続、取得した権利の種類は所有権であります。以上で、報告第4号の説明を終わります。
議 長	事務局の報告が終わりました。 質疑等がございましたらお願いします。 （「なし」の声あり）
議 長	質疑なしと認め、質疑を終結します。 続きまして、「議事日程第7 報告第5号 制限除外の農地等移動通知について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局	はい、議長。事務局長。
議 長	はい、事務局長。
事務局	ただいまご上程いただきました、報告第5号をご説明いたします。 報告書の13ページから14ページをお願いします。 制限除外の農地等移動通知について、次のとおり受理しましたのでご報告いたします。届出は記載の1件で、表頭の左から番号、受付年月日、届出者、土地所有者、土地の表示及び面積、農地転用時期、転用目的は、記載のとおりです。以上で、報告第5号の説明を終わります。
議 長	事務局の報告が終わりました。 質疑等がございましたらお願いします。 （「なし」の声あり）
議 長	質疑なしと認め、質疑を終結します。 続きまして、「議事日程第8 報告第6号 農地転用申請に伴う現地調査について」を議題とします。 それでは、渋川地区を斉藤美保第2班長、子持、赤城地区を石田玉枝第2班長より報告をお願いします。最初に斉藤第2班長、お願いしま

す。

13 番

着座にて説明させていただきます。

令和6年1月30日に実施しました、第2班渋川地区の現地調査報告をいたします。

参加者は、眞下委員、岸委員、山本委員と私、斉藤。事務局は、吉田係長、吉田主事の計6名で実施しました。

渋川地区の今回の許可申請は、第4条による申請が2件、第5条による申請が6件、合計8件でありました。

それでは、議案書に沿って報告いたします。

なお、別冊の案内図の番号は議案書の申請番号と同じですので、一緒にご覧下さい。

初めに4条申請であります。

5ページをご覧ください。

申請番号4の1番の現地は、東と南は道路、西は鉄道用地、北は畑と宅地となっています。申請地は問題ないと思われます。

申請番号4の2番の現地は、東と南は道路、西は畑、北は一体利用する宅地となっています。申請地は問題ないと思われます。

次に5条申請であります。

7ページをご覧ください。

申請番号5の1番の現地は、東と南は道路、西と北は畑となっています。申請地は問題ないと思われます。

申請番号5の2番の現地は、東と北は畑、西は一体利用する宅地、南は道路となっています。申請地は問題ないと思われます。

申請番号5の3番の現地は、東は道路、西と南は宅地、北は田となっています。申請地は問題ないと思われます。

8ページをご覧ください。

申請番号5の4番の現地は、東と西と北は畑、南は道路となっています。申請地は問題ないと思われます。

申請番号5の5番の現地は、東は道路、西と南と北は畑となっています。申請地は問題ないと思われます。

申請番号5の6番の現地は、東と北は宅地、西と南は道路となっています。申請地は問題ないと思われます。

なお、農地区分につきましては、現地調査出発前に事務局提示の資料により説明を受け、現地において調査委員全員で確認した結果、議案書に記載のとおりと思われます。

以上で第2班渋川地区の現地調査報告を終わります。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、石田第2班長、お願いします。

着座にて説明させていただきます。

令和6年2月6日に実施しました、第2班子持、赤城地区の現地調査報告をいたします。参加者は、都丸委員、鳥山委員、石田恵治委員、青木洋一委員と私、石田。事務局は、池田係長、都丸会計年度任用職員の計7名で実施しました。

今回の子持、赤城、北橘地区の許可申請は、第4条による申請が2件、第5条による申請が5件、合計7件でありました。

それでは、議案書に沿って報告いたします。

なお、別冊の案内図の番号は議案書の申請番号と同じですので、一緒にご覧下さい。

初めに4条申請であります。

5ページをご覧ください。

申請番号4の3番の現地は、東は畑、西と南は道路、北は宅地となっています。申請地は問題ないと思われれます。

6ページをご覧ください。

申請番号4の4番の現地は、東と北は一体利用する宅地、西は宅地、南は道路となっています。申請地は問題ないと思われれます。

次に5条申請であります。

8ページをご覧ください。

申請番号5の7番の現地は、東は水路、西は道路、南は田、北は田と宅地となっています。申請地は問題ないと思われれます。

9ページをご覧ください。

申請番号5の8番の現地は、東は畑と山林、西は道路、南は宅地、北は畑となっています。申請地は問題ないと思われれます。

申請番号5の9番の現地は、東は水路と同月申請されている申請番号5の10番の申請地、西は畑、南は宅地、北は水路となっています。申請地は問題ないと思われれます。

申請番号5の10番の現地は、東は水路、西と南は同月申請されている申請番号5の9番の申請地、北は一体利用する宅地となっています。申請地は問題ないと思われれます。

申請番号5の11番の現地は、東と西は道路、南は一体利用する宅地、北は畑と宅地となっています。申請地は問題ないと思われれます。

なお、農地区分につきましては、現地調査出発前に事務局提示の資料により説明を受け、現地において調査委員全員で確認した結果、議案書に記載のとおりと思われれます。

以上で第2班子持、赤城地区の現地調査報告を終わります。

現地調査の報告が終わりました。ただいまの報告につきまして、質疑等がありましたらお願いします。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認め、質疑を終結します。
以上で、現地調査報告を終わります。

議 長 続きまして、「議事日程第9 協議第1号 渋川農業振興地域整備計画における農用地利用計画の変更について」を議題とし、意見の決定を求めます。事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、議長。農地調整係長。

議 長 はい、農地調整係長。

事務局 ただいまご上程いただきました、渋川農業振興地域整備計画における農用地利用計画の変更について、ご説明いたします。

協議書の1ページをお願いします。

協議第1号、渋川農業振興地域整備計画における農用地利用計画の変更について、次のとおり協議があったので、意見の決定を総会にお願いするものです。

なお、詳細につきましては農政課の担当職員より説明させますので、よろしくご審議の程お願いいたします。

議 長 それでは、農政課の担当者から説明していただきます。

農政課 農政課の木暮です。よろしくお願いいたします。

渋川農業振興地域整備計画における農用地利用計画の変更についてご説明いたします。

協議書1ページからの農用地区域変更申出一覧表をご覧ください。

これは、令和5年12月26日に、渋川市農業振興地域整備促進協議会でご審議いただき、除外が認められたものです。

1ページから2ページをご覧ください。

最初に渋川地区の除外になります。不許可案件を除き、内訳は、田6筆7,303㎡、畑8筆13,989㎡、合計14筆21,292㎡となります。

なお、懸念されておりました一時転用の案件については、農業委員会と当課で終了したことを確認しております。

3ページをご覧ください。

渋川地区の非農地になります。内訳は、畑1筆100㎡となります。

今回の変更により、渋川地区の農振農用地面積は、2.1haの減で605.21haになります。

伊香保地区は、今回も変動がありませんでした。

そのため、伊香保地区の農振農用地面積は、前回から変わらず37.04haになります。

4ページをご覧ください

小野上地区の除外になります。内訳は、畑2筆482.41㎡となります。

今回の変更により、小野上地区の農振農用地面積は、0.04haの減で181.37haになります。

5ページをご覧ください。

子持地区の除外になります。内訳は、田1筆490㎡、畑4筆1,762㎡、山林1筆191㎡、合計6筆2,443㎡となります。

6ページから7ページをご覧ください。

子持地区の用途変更になります。内訳は、田1筆901㎡、畑12筆10,933㎡、山林3筆3,701㎡、合計16筆15,535㎡となります。

今回の変更により、子持地区の農振農用地面積は、0.24haの減で738.53haになります。

8ページから9ページをご覧ください。

赤城地区の除外になります。不許可案件を除き、畑7筆11,539㎡となります。

今回の変更により、赤城地区の農振農用地面積は、1.15haの減で1,496.84haになります。

10ページをご覧ください。

北橘地区の除外になります。畑4筆4,035㎡となります。

11ページをご覧ください。

北橘地区の非農地になります。畑3筆1,480㎡となります。

今回の変更により、北橘地区の農振農用地面積は、合計で0.55haの減で、819.28haになります。

以上で説明を終わります。

議 長

説明が終わりました。これより審議を行います。

質疑のある方はお願いします。

(「なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。

お諮りします。

協議第1号、渋川農業振興地域整備計画における農用地利用計画の変更については、認めることでご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長	異議なしと認め、議案のとおり決定することに決しました。 続きまして、「議事日程第10 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（保留分）」を議題とし、処分の決定を求めます。 申請番号3の1番保留分の1件を上程し、審議いたします。事務局の説明をお願いします。
事務局	はい、議長。農地調整係長。
議 長	はい、農地調整係長。
事務局	ただいまご上程いただきました、農地法第3条の規定による許可申請（保留分）につきまして、ご説明いたします。 議案書の1ページをお願いいたします。 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について（保留分）、次のとおり農地法第3条の規定による許可申請がありましたので、処分の決定を総会にお願いするものです。 申請番号3の1番保留分は、令和6年1月5日の総会にお諮りし、農地法第3条第1項の規定による許可をするには、同法第3条第2項第1号において、譲受人又は世帯員等の農地の全てについて耕作を行うと認められることが定められておりますが、譲受人が保有している農地において、農地以外の利用がされていることから指導したところ、是正するとのことであったため、保留とした案件です。令和6年1月11日、是正のための農地法第4条申請の手続きが行われました。 この手続きにより、農地の全てについて耕作を行うと認められますので、再議をお願いするものです。 また、お手元に配布してあります農地法第3条調査書につきましては記載のとおりです。 以上で、農地法第3条の規定による許可申請（保留分）の説明を終わります。よろしくご審議の程お願いいたします。
議 長	事務局の説明が終わりました。 申請番号3の1番保留分の1件について審議します。ただいまの事務局説明及びお手元の3条調査書内容について質疑のある方はお願いします。 （「なし」の声あり）
議 長	質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。 お諮りします。 議案第1号、申請番号3の1番保留分の1件については、許可すること

でご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認め、申請番号3の1番保留分の1件については、議案のとおり許可することに決しました。

続きまして、「議事日程第11 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とし、処分の決定を求めます。

申請番号3の1番から4番の4件を上程し、審議いたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、議長。農地調整係長。

議 長 はい、農地調整係長。

事務局 ただいまご上程いただきました、農地法第3条の規定による許可申請につきまして、ご説明いたします。

議案書の3ページから4ページ関連です。

議案書の3ページをお願いいたします。

議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について、次のとおり農地法第3条の規定による許可申請がありましたので、処分の決定を総会にお願いするものです。

申請番号3の1番から5番につきまして、権利関係、土地の所在及び面積等並びに申請人の住所、氏名、経営状況等につきましては、議案書に記載のとおりです。

申請番号3の1番は、農業参入のための申請となります。

申請番号3の2番及び3番は、農業経営規模拡大のための申請となります。

4ページをお願いいたします。

申請番号3の4番及び5番は、農業経営規模拡大のための申請となります。

なお、農地法第3条第1項の規定による許可をするには、同法第3条第2項第1号において、譲受人又は世帯員等の農地の全てについて耕作を行うと認められることが定められております。

申請番号3の5番については、令和6年1月15日事務局にて、譲受人所有の農地を確認したところ、北橘町箱田地内の畑1筆において、農地の一部に未届けの農業用倉庫が設置されておりました。

このため、事務局にて譲受人に必要な手続きをするよう是正指導したところ、手続きをするとのことでありました。

つきましては、本人には是正の意思がありますが、現段階では是正

状態となっていないことから、許可の判断は保留とし、引き続き来月の総会に上程させていただきたいと思います。

また、お手元に配布してあります農地法第3条調査書につきましては記載のとおりです。

以上で、農地法第3条の規定による許可申請の説明を終わります。よろしくご審議の程お願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。申請番号3の1番から5番の5件について審議します。ただいまの事務局説明及びお手元の3条調査書内容について、質疑のある方はお願いします。

（「なし」の声あり）

議長 質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。
お諮りします。

議案第2号、申請番号3の1番から5番の5件のうち、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用していない申請番号3の5番の1件については、農地法第3条第2項第1号の規定により保留とし、申請番号3の1番から4番の4件については、許可することでご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認め、申請番号3の1番から5番の5件のうち、申請番号3の5番の1件については保留とし、申請番号3の1番から4番の4件については、議案のとおり許可することに決しました。

続きまして、「議事日程第12 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とし、処分の決定を求めます。

申請番号4の1番から4番の4件を上程し、審議いたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、議長。農地調整係長。

議長 はい、農地調整係長。

事務局 ただいまご上程いただきました、農地法第4条の規定による許可申請につきまして、ご説明いたします。

議案書の5ページから6ページ関連です。

議案書5ページをお願いいたします。

議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請について、次のとおり農地法第4条の規定による許可申請がありましたので、処分の決定

を総会にお願いするものです。

申請番号4の1番から4番につきまして、申請地の所在、面積等及び申請人の住所、氏名並びに転用目的、農地区分等については、議案書に記載のとおりです。

申請番号4の1番は、都市計画法の用途地域内にあり、農地区分は議案書に記載のとおりです。

なお、申請地は既に農地以外の利用がなされており、申請人より始末書が出されています。

申請番号4の2番は、農業公共投資がある区域ですが、周辺には住宅が点在し、申請地も周辺集落に接続していることから、第1種農地の不許可の例外に該当すると思われます。

なお、申請地は既に農地以外の利用がなされており、申請人より始末書が出されています。

申請番号4の3番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も10ha未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われます。

6ページをお願いいたします。

申請番号4の4番は、上下水道施設が埋設されている道路に面し、かつ、500m以内に2つ以上の公共公益施設が存在していることから、農地区分は議案書に記載のとおりと思われます。

なお、申請地は既に農地以外の利用がなされており、申請人より始末書が出されています。

以上で、農地法第4条の規定による許可申請の説明を終わります。よろしくご審議の程お願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。

申請番号4の1番から4番の4件について審議します。質疑のある方はお願いします。

(「なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。

お諮りします。

議案第3号、申請番号4の1番から4番の4件については、許可することでご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認め、申請番号4の1番から4番の4件については、議案のとおり許可することに決しました。

続きまして、「議事日程第13 議案第4号 農地法第5条の規定による

許可申請について」を議題とし、処分の決定を求めます。

申請番号5の1番から11番の11件を上程し、審議いたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、議長。農地調整係長。

議長 はい、農地調整係長。

事務局 ただいまご上程いただきました、農地法第5条の規定による許可申請につきまして、ご説明いたします。

議案書の7ページから9ページ関連です。

議案書7ページをお願いいたします。

議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請について、次のとおり農地法第5条の規定による許可申請がありましたので、処分の決定を総会にお願いするものです。

申請番号5の1番から11番につきまして、権利関係、申請地の所在、面積等及び申請人の住所、氏名並びに転用目的、農地区分等については、議案書に記載のとおりです。

申請番号5の1番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も10ha未滿で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われます。

申請番号5の2番は、都市計画法の用途地域内にあり、農地区分は議案書に記載のとおりです。

申請番号5の3番は、農業公共投資がある区域ですが、周辺には住宅が点在し、申請地も周辺集落に接続していることから、第1種農地の不許可の例外に該当すると思われます。

8ページをお願いいたします。

申請番号5の4番は、農業公共投資がある区域ですが、周辺には住宅が点在し、申請地も周辺集落に接続していることから、第1種農地の不許可の例外に該当すると思われます。

申請番号5の5番は、農業公共投資がある区域ですが、周辺には住宅が点在し、申請地も周辺集落に接続していることから、第1種農地の不許可の例外に該当すると思われます。

申請番号5の6番は、既存施設の敷地面積の2分の1を超えない拡張であり、第1種農地の不許可の例外に該当すると思われます。

申請番号5の7番は、農業公共投資がある区域ですが、周辺には住宅が点在し、申請地も周辺集落に接続していることから、第1種農地の不許可の例外に該当すると思われます。

9ページをお願いいたします。

申請番号5の8番は、上下水道施設が埋設されている道路に面し、かつ、500m以内に2つ以上の公共公益施設が存在していることから、農

地区区分は議案書に記載のとおりと思われます。

申請番号5の9番は、農業公共投資がある区域ですが、周辺には住宅が点在し、申請地も周辺集落に接続していることから、第1種農地の不許可の例外に該当すると思われます。

申請番号5の10番は、農業公共投資がある区域ですが、周辺には住宅が点在し、申請地も周辺集落に接続していることから、第1種農地の不許可の例外に該当すると思われます。

申請番号5の11番は、市街化が見込まれる市街地に近接する区域内にあり、周辺の一団の農地も10ha未満の農地に該当すると思われます。

以上で、農地法第5条の規定による許可申請の説明を終わります。

議 長

事務局の説明が終わりました。

申請番号5の1番から11番の11件について審議します。質疑のある方はお願いします。

(「なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。

お諮りします。

議案第4号、申請番号5の1番から11番の11件については、許可することでご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認め、申請番号5の1番から11番の11件については、議案のとおり許可することに決しました。

続きまして、「議事日程第14 議案第5号 農用地利用集積計画の決定について」を議題とし、議決を求めます。事務局の説明をお願いします。

事務局

はい、議長。事務局長。

議 長

はい、事務局長。

事務局

ただいまご上程いただきました、議案第5号農用地利用集積計画の決定について、農業委員会の議決をお願いするものでございます。

11ページから13ページであります。

内容について、ご説明いたします。

この農用地利用集積計画は、農業委員会の決定を経て定めることとなります。今回の計画決定に伴う対象農地は、渋川、小野上、子持、赤城、北

橘地区における農用地利用集積計画であります。

なお、この計画概要の公告は、令和6年3月1日を予定しております。

計画概要につきましては、11ページに記載のとおり、利用権設定に係る合計は、渡人が12人、受人が11人、筆数が44筆、面積は40,957.00㎡です。この個別の内訳は、12ページから13ページの令和6年3月1日公告利用権設定総括表に記載のとおりであります。

また、この計画につきましては、従前の例によるものとされた同条第1条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条の規定の各要件を満たしているものと考えております。

以上で議案第5号の説明を終わります。ご審議の上、ご議決くださいますようお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。

農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、審議を分けて対応させていただきます。

まず初めに、利用権設定総括表番号6番から13番の8件について審議しますので、関係する委員は退席をお願いします。

(関係委員退席)

議 長

それでは、番号6番から13番の8件について審議します。
質疑のある方はお願いします。

(「なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。
お諮りします。

番号6番から13番の8件については、議案のとおり認めることでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認め、番号6番から13番の8件については、承認することに決しました。

それでは、退席している委員は席にお戻りください。

(関係委員着席)

議 長

続きまして、番号6番から13番の8件を除く、番号1番から44番の36件について審議します。質疑のある方はお願いします。

(「なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。

お諮りします。

番号6番から13番の8件を除く、番号1番から44番の36件については、議案のとおり認めることで、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認め、番号6番から13番の8件を除く、番号1番から44番の36件については、承認することに決しました。

以上をもちまして、第25回総会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

閉会 <午前10時10分>